

馬主登録申請に必要な書類（個人）

	書類名	発行先(交付先)	備 考
1	*馬主登録申請書 (様式は「個人及び法人用」と「組合用」があります。)	(注1)	注1 :地方競馬情報サイト (http://www.keiba.go.jp/)、登録課、各競馬場駐在員事務所で入手できます。
2	*申請者の経歴の概要を記載した書類（経歴書） (様式は①「個人及び法人」用と②「組合」用があります。)	(注1)	2枚1組です。 注2 :役員には監査役、25%以上の出資者を含みます。以下同様です。
3	*念書（乙）	(注1)	
4	精神の機能の障害により馬を適正に出走させるにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類（注3）	各法務局、地方法務局戸籍課、医療機関	注3 :登記されていないことの証明書もしくは医師の診断書が必要です。
5	本籍地市区町村の発行した身分証明書（注4） 〔外国人の方は*念書（甲）……………（注1）〕	本籍地の市区町村役場	注4 :運転免許証等ではなく、破産宣告の通知を受けていないことの証明です。 発行する市区町村によっては、「身元証明書」など名称が異なる場合があります。
6	住民票(世帯全員用)	住民登録の市区町村役場	
7	戸籍謄本（全部事項証明） 〔外国人の方は除く。〕	本籍地の市区町村役場	
8	直近年分の所得証明書ア（注5）	所轄税務署又は市区町村役場	注5 :所轄税務署または市区町村が交付した所得証明書（所轄税務署で交付を受ける場合は、納税証明書(その2 所得金額用)）。
9	直近年分の所得証明書イ（注6）	申請者又は勤め先	注6 :給与以外の所得がある場合は、所得税確定申告書類一式（控除に係る書類は必要ありません）を提出してください。（写しでも可） 確定申告をしていない方は源泉徴収票を提出してください。（写しでも可）
10	*馬主登録申請の際の個人情報の取扱いについて（同意書）	(注1)	
11	写真（注7） (個人・法人代表者・組合代表者は3葉、代表者を除く組合員は2葉)	申請者	注7 :縦正面上半身無帽で申請前3か月以内に撮影したカラー写真であって、裏面に氏名を記載した縦30mm、横24mmのもの。 個人・法人代表者はうち1葉を申請書に貼付すること。組合員はうち1葉を経歴書に貼付すること。 写真は馬主登録時の「馬主登録証」の作成に使用します。

*印のついてるものは、地方競馬全国協会が定めた様式をご使用ください。 ※ 馬主登録申請には個人番号（マイナンバー）は必要ありません。

※ その他、必要があると認める書類の提出を求める場合があります。 個人番号が記載されているものを提出する場合は、個人番号がわからないよう黒塗りしてください。

※ 公的書類は発行日より3か月以内のものを提出してください。 ※ ご提出いただきました書類は返却いたしません。